

7 審査結果の意見・講評

審査結果の概要は、「第4 審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理や決算事務について、その一部に事務処理の誤りが見られ、決算書や決算附属書類の修正を求めたものがあつたが、それ以外は適正に行われているものと認めた。

本年度は、本市において下水道事業に地方公営企業法が適用された最初の年度となる。決算審査に当たっては、同法に規定される「経済性の発揮と公共の福祉増進」という経営の原則に従って運営されているかを基本的観点として審査を行った。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評（経営成績及び財政状態について）

収益的収支では、事業収益（総収益）の約 64 億 5 千万円に対し、事業費用（総費用）は約 61 億 1 千万円で、差し引き約 3 億 4 千万円の純利益となった。

収益の主なものは、営業収益では、下水道使用料の約 40 億 3 千万円、営業外収益では、長期前受金戻入の約 13 億 9 千万円及び他会計補助金の約 7 億 7 千万円である。下水道使用料の現年度調定額は、普及地域の拡大等により、前年度と比べ 2.5% 増加（特別会計であった前年度と税込みの額で比較）した。また、本年度は、その他営業収益として売電収入 5 千万円あまりが計上されている。これは消化ガス発電による売電収入で、下水道資源の有効活用による収益確保及び温室効果ガス削減の取組として評価できるものである。

一方、費用の主なものは、営業費用では、減価償却費の約 33 億 6 千万円及び処理場費の約 7 億 7 千万円、また、営業外費用では支払利息の 11 億 6 千万円あまりである。減価償却費は、公営企業会計を適用したことで明らかになった費用で、営業費用のうち 68.8% の割合を占めており、現金の支出を伴うものではないが、収益的収支には大きく影響している。

資本的収支では、収入が、企業債約 30 億円（前年度の起債前借分約 7 億 5 千万円を含む。）、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金約 35 億 1 千万円、また受益者負担金・分担金や一般会計からの繰入金を含む負担金約 6 億 1 千万円の合計約 71 億 2 千万円に対し、支出は、建設改良費約 71 億 5 千万円及び企業債償還金約 30 億 9 千万円の合計約 102 億 4 千万円である。これらの結果、収支差引では約 31 億 2 千万円の不足（前年度の起債前借分を加味した実質的な不足額は約 38 億 7 千万円）となり、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするほか、一時借入金（起債前借）をもって措置された。

本年度は 130ha の面整備を行っており、全体計画面積 6,480ha に対する面積整備率は 72.5%、人口普及率では 76.4% となった。平成 25 年度に建設が始まった三潞中継ポンプ場が完成するなど、三潞・城島地区の整備も進められている。今後は、供用開始されている地区はもちろんのこと、整備予定地区の住民に対しても十分な説明及び適切な接続指導を行い、使用料収入につながるよう、引き続き努められたい。あわせて、負担の公平性の観点からも、未収となっている受益者負担金・分担金、また下水道使用料等について、継続的な納付指導を行い、収納率の向上を図られたい。

財政状態では、前年度までの下水道事業特別会計を引き継いだ期首と比べると、固定資産が約 32 億 7 千万円、流動資産が約 24 億 2 千万円それぞれ増加し、総資産は 5.6% 増の約 1,080 億 1 千万円となった。負債では、固定負債は約 7 億 3 千万円減少したが、流動負債が約 36 億 1 千万円、繰延収益が約 22 億 4 千万円増加したことで、5.5% 増の約 991 億 8

千万円、資本は6.7%増の約88億4千万円となった。流動負債の増加は、起債前借や未払工事代金の増加などが要因である。繰延収益の増加は、長期前受金及び建設仮勘定長期前受金が合計で約36億1千万円増加したことによる。なお、約13億7千万円が収益化されている。

企業債の残高は、前年度の約574億2千万円に対し、本年度は約573億4千万円と、若干減少しているものの、実質的には企業債である起債前借が、前年度を上回る20億4千万円であることに留意する必要がある。本年度の企業債の償還額は約30億9千万円、支払利息は約11億6千万円にのぼる。企業債の償還金については、地方交付税措置され、一般会計からの繰入れもされているが、経営上、その負担は非常に大きなものとなっている。今後は公営企業として経営するという基本に則し、適切な企業債残高の動向についても留意されたい。

(2) その他の意見・講評（公営企業会計の適用と今後の下水道事業経営について）

国の緊急経済対策の実施に伴い、本年度も前年度（110ha）をさらに上回る面整備が行われ、人口普及率も、前年度の74.4%から76.4%へと、比較的高い伸びとなった。下水道整備に対する要望が高いなか、財源確保とともに整備推進への積極的な取組がうかがえる。

一方、整備拡大に伴う企業債残高も増大しており、近年、話題となっている公共施設の老朽化問題に対応するための更新需要の顕在化とともに、本市の下水道事業においても、将来の経営を圧迫する要因として危惧される。国においては、かねてより企業会計導入による経営の改善を目指し、各事業体に対し、地方公営企業法適用を要請していたが、本市では企業局に下水道事業が統合されると直ちに法適用を決定し、資産台帳整備等の準備作業を経て、本年度からの法適用となった。公営企業会計導入により、収支の状況、資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤の強化や的確な原価計算による料金算定などが可能となり、また、弾力的な経営が可能となることで、経営の効率化や住民サービスの向上につながるなど、長期的視点からの経営改善が図られることが期待される。

そのような中、懸案である一般会計繰入金については、本年度においては公費負担分についての明確なルール化がなされておらず、なお課題を残している。法適用以前の会計（現金主義・単式簿記）では、使用料も借入金も、維持管理費も建設改良費も一緒にして、収支が合うように繰入額が決定されてきたが、状況によって繰入額が左右されることは、企業の経営力を発揮する立場からは決して望ましくない。総務省の繰入基準の考え方や、地方交付税の基準財政需要額に算入された下水道費など、一定の合理的な基準に基づいて早急にルール化を図るべきであると思われる。

本市の下水道整備は、平成20年に策定された生活排水処理基本構想に基づき進められているが、国・地方の財政状況の深刻化と長期的な人口の減少傾向とを考えあわせ、大量更新時代の到来を前提とした計画的整備が必要であるといえる。地方公営企業法の適用により、経営の自由度が高まるとともに財政マネジメントの向上が求められ、経営成績も明確化される。これらの利点を充分活用して、経営状況について、情報を共有するとともに、人口減少傾向を迎える中での新規投資、また更新投資への対応のあり方を戦略として描き、市民等に対する必要かつ丁寧な説明を時期に遅れることなく行うことによって理解を浸透させ、将来にわたって健全な下水道事業経営が可能となるよう努められたい。